

焼津市ごみ分別案内ツール導入及び保守管理業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

本業務は、市民が分別区分等を容易に把握できるようにすることで、分別によるリサイクルの推進を図り、本市の家庭系可燃ごみの減量化を目的とした業務である。

本実施要領は、焼津市ごみ分別案内ツール導入及び保守管理業務委託を実施するにあたり、企画提案を求め、当該業務の最適な者を選定するための手続に関し必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名称 焼津市ごみ分別案内ツール導入及び保守管理業務委託
- (2) 業務内容 焼津市ごみ分別案内ツールの導入及び保守管理を行う。詳細は、焼津市ごみ分別案内ツール導入及び保守管理仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託限度額 821,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 所管課
焼津市役所 市民環境部 環境課 ごみ減量推進室
〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号
TEL：054-626-1130 FAX：054-626-2183
E-mail：kankyo@city.yaizu.lg.jp

3 参加資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。ただし、公告日から契約締結までの間に焼津市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

- (1) 当該委託業務を実施できる業務体制が構築できる法人であること。
- (2) 焼津市随意契約見積心得15に定める見積する資格のない者に該当しないこと

4 提案等のスケジュール

項目	時期
(1) 実施要領の閲覧開始	11月19日（水）
(2) 質問書の受付期間	11月19日（水）～11月27日（木）午後5時必着
(3) 質問書への回答	11月28日（金）まで
(4) 参加表明書の提出期限	12月1日（月）午後5時必着
(5) 参加資格決定通知書の送付	12月3日（水）まで
(6) 企画提案書等の提出期限	12月12日（金）午後5時必着
(7) 選考結果通知	12月下旬
(8) 優先交渉権者との協議	12月下旬
(9) 契約締結、業務開始	1月上旬

※都合によりスケジュールは変更となる場合がある。変更となる場合は参加事業者に連絡する。

5 実施要領の閲覧及び閲覧場所

- (1) 閲覧期間 令和7年11月19日（水）～11月28日（金）
※市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで。

(2) 閲覧場所 2 (4) に同じ※焼津市ホームページからも閲覧やダウンロードが可能。

6 質問書の提出期限、提出場所及び方

- (1) 提出期限 11月27日(木) 午後5時必着
- (2) 提出書類 様式第6号「質問書」
- (3) 提出先 2 (4) のE-mailアドレス
- (4) 提出方法 電子メール

7 質問への回答

令和7年11月28日(金)までに、参加表明をした全事業者に電子メールにより回答する。

8 参加表明にあたっての留意事項

- (1) 実施要領の承諾
参加表明書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 費用の負担
参加表明書等の提出に関する費用は、事業者の負担とする。
- (3) 使用言語等
提案に関して使用する言語は日本語とする。
- (4) 提出書類の取り扱い
提出された書類については変更できないものとし、参加資格決定通知書の内容に関わらず返却しない。
- (5) 情報公開
提出された書類は、焼津市情報公開条例（平成18年焼津市条例第2号）に基づき、情報公開の対象となる。
- (6) 追加資料の提出
提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。ただし、市が参加資格の審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。

9 参加表明書等の提出期限、提出場所及び方法

- (1) 提出期限：令和7年12月1日(月) 午後5時必着
- (2) 提出場所：2 (4) に同じ
- (3) 提出方法：持参または郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）
- (4) 提出書類：次の書類を提出すること。
 - ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 会社概要（様式第2号）及び会社概要がわかる参考資料（会社パンフレットなど）
 - ウ 同種業務の事業実績（様式第3号）
 - エ 法人・商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写し可。発行日より3カ月以内のもの。）
 - オ 財務諸表（写し可。貸借対照表、損益計算書及び株主（社員）資本等変動計算書。いずれも終了した直近の事業年度のもの。）
 - カ 納税証明書（写し可。法人税、消費税及び地方税について未納がないことを証明するもの。税務署様式その3又はその3の3。）
 - キ 印鑑証明書（代表者印の印鑑証明書 発行日より3カ月以内のもの。）
 - ク ISMS認証取得又はプライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）を取得されていることがわかる書類の写し※なお、焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成23年焼津市告示第310号）に基づき、有資格者名簿に登録をしている者については、上記エ～キを省略することができる。

10 参加資格決定通知書

- (1) 市は、参加表明書等を提出した事業者に対し、その内容を精査し、令和7年12月3日

(水)までに様式第4号「参加資格決定通知書」を電子メールにより通知する。
 (2) 参加資格がないと認められた事業者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して3日(祝日等を除く)以内に、書面により説明を求めることができる。市は説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答する。なお、期限後の質問は受け付けない。

11 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、様式第7号「参加辞退届」を、令和7年12月10日(水)までに、焼津市役所環境課まで提出すること。

参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。

【以降、参加資格を有する提案者の手続き】

12 企画提案に当たっての留意事項

(1) 提案費用の負担

提案に関する費用は、事業者の負担とする。

(2) 使用言語等

企画提案書等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時間及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位によることとする。

(3) 提出書類の取り扱い

提出書類については変更できないものとし、採用、不採用に関わらず返却しない。

(4) 提供資料の取り扱い

市から得た資料・情報等は取扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

(5) 情報公開

提出された書類は、焼津市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる。

(6) 追加資料の提出

提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。ただし、市が審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。

(7) その他

ア 本要領等に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、提案者に通知する。

イ 企画提案に記載する内容は、全て本業務における実施義務事項として、参加者が提示するものであることに留意すること。なお、実施義務事項でなく、参考として記載が必要な場合には、【参考】と明示するなど、混同する可能性を排除すること。

13 企画提案書等の提出期限、提出場所及び方法

10(1)により参加資格決定通知を受けたものは、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限 令和7年12月12日(金)午後5時(必着)

(2) 提出場所 2(4)に同じ

(3) 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は提出期限必着を条件とする)

14 書類等の提出について

(1) 提出書類は次のとおりとする。

	提出書類	説明
①	企画提案書かがみ	様式第5号を使用すること。
②	企画提案書	「15企画提案書」の要領に従い作成すること。
③	見積書及び明細書	「17見積書作成にあたっての注意事項」の要領に従い作成すること。

- (2) 表紙に①様式第5号「企画提案書かがみ」を使い、②・③と一緒にフラットファイル等に綴じて提出すること。
- (3) 提出書類は、代表者印を押印した正本を1部、正本を複写した副本を6部及び電子化(PDF)した提案書類を提出すること。

15 企画提案書

- (1) 企画提案書はA4(縦及び横：両面印刷：長辺綴じ)、15ページ以内(様式第5号及び目次はページ数に含まない)でまとめ、各ページ下部にページ番号を記載すること。

章	項目	記載内容等	評価点
事前審査	参加表明書内容	参加表明書による会社概要、業務の実施体制等	5
第1章	提案内容の概要	・提案内容の概要及び特徴 ・システム導入により期待される効果	15
第2章	業務実施体制	・業務実施計画(スケジュール及び市と事業者の役割分担等) ・業務を実施する人員や体制図	10
第3章	サービス内容	・仕様に記載された機能要件を満たす機能の説明 ・操作画面のデザインや構成、操作性	15
第4章	アクセシビリティ	・登録から使用するまでの操作説明 ・外国語対応の説明(対応可能な言語一覧、翻訳の正確性)	15
第5章	管理者向け機能	・管理者画面の概要及び構成 ・コンテンツ編集における操作性 ・検索された語句・回数・検索目的達成の有無等の利用状況を把握する方法	10
第6章	導入支援	・操作マニュアル等の管理者支援方法 ・事業の周知方法(チラシのデザイン案など)	10
第7章	運用・保守体制	・障害・災害時への対応及び保守の内容 ・セキュリティ対策や目標復旧時間等	10
第8章	その他	① その他、独自の提案があれば記載 ② 他市町の導入実績表	5
第9章	見積価格	本事業に係る見積価格を項目ごとに記載 本年度以降の運営方法及びコストの提案	5

16 プロポーザル参加に際しての注意事項

- (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがある。

- ア 本要領に定める手続き以外の手法により、関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
 - イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
 - ウ 事業者選定終了までの間に他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
 - エ 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合。
 - オ 審査終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
 - カ その評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。
- (2) 著作権・特許権等
- 企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (3) 複数提案の禁止
- 提案者は、複数の企画提案書等の提出はできない。
- (4) 提出書類の変更の禁止
- 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。
- (5) その他
- 参加表明書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとする。

17 見積書作成にあたっての注意事項

- (1) 見積金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とする。
- (2) 通貨単位は円とする。
- (3) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- (4) 仕様書に記載した内容に沿い、見積書を作成すること。
- (5) 別途、令和8年度の保守管理費用及び月額利用料等の概算費用を積算すること。

18 優先交渉権者の選定

本業務の受注者選考にあたっては、焼津市職員で組織する選定委員会が、下記の事項について、提出された企画提案書等の書類を公平かつ客観的に評価し、提案価格と併せ、優先交渉権者を選定します。

複数の提案者において評価点と提案価格が同じであった場合には、くじにて優先交渉権者を決定します。くじについての辞退はできないものとします。

(1) 選定委員会

ア 開催日時（予定）

令和7年12月23日（火）09：00～

イ 開催場所

オンライン（Zoomを予定）※時間及びURL等は追ってメールにて伝達

ウ プロポーザルの所要時間 30分程度

- ・プレゼンテーション20分間
- ・構成員からの質疑

エ 注意事項

- ・各提案者は、他の提案者のプロポーザル提案の傍聴不可
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象としない。

オ 評価項目及び評価内容

上記 15 企画提案書の評価点のとおり

- (2) 本業務の業者は、以下の内容を総合的に評価し、決定します。
 - ア 企画提案書の内容
 - イ 業務委託に係る経費
- (3) 選定結果については、以下のとおりメールにて通知する。
 - ア 選定業者には、優先交渉権者に選定された旨の通知書を送付する。
 - イ それ以外の業者には、不採用の通知を送付する。
- (4) 評価については、選定委員会委員各委員の評価点合計が最も高い提案者を第一優先交渉権者とする。
- (5) 評価点合計満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない提案は、優先交渉権者選定の対象から除外する。
- (6) 提案者が1者の場合、その提案の評価が最低基準点以上となった場合は優先交渉権者として選定する。

19 契約に関する条件

- (1) 契約の交渉と契約
 - 優先交渉権者と契約交渉を行った上、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。
 - ただし、この交渉が不調に終わった時は、次の順位の提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。
- (2) その他
 - その他、契約に関する条件については、別途締結する契約書のとおりとする。